

健康部(保健所)  
 代 ☎03-3602-1222  
 青戸4-15-14

青戸保健センター  
 ☎03-3602-1284  
 青戸4-15-14

金町保健センター  
 ☎03-3607-4141  
 金町4-18-19

新小岩保健センター  
 ☎03-3696-3781  
 西新小岩4-33-2

水元保健センター  
 ☎03-3627-1911  
 東水元1-7-3

## 自己負担割合の見直しに伴い、新しい後期高齢者医療被保険者証(後期証)をお送りします

10月1日からお使いいただく新しい後期証(水色)を、9月中旬から順次、簡易書留郵便で送付します。お手元に届きましたら、氏名・生年月日・自己負担割合などの記載内容をご確認ください。

【担当課】 国保年金課

### ●自己負担割合に2割が追加されます

10月1日から、医療機関などの窓口で支払う医療費の自己負担割合が、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

負担割合の判定基準	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合 次の全てに該当する場合	3割
①同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②年金収入とその他の合計所得金額の合計額が被保険者が1人の場合 200万円以上 被保険者が2人以上の場合 合計320万円以上	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が、いずれも28万円未満の場合、または上記①に該当するが②には該当しない場合	1割

### ●自己負担割合が「2割」となる方へ負担軽減(配慮措置)を行います

自己負担割合が「2割」となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、外来医療の負担増加額の上限が1カ月当たり最大3,000円となります。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、指定の口座に後日払い戻します。

2割負担となる方で、高額療養費の申請(口座登録)を行ったことがない方には、東京都後期高齢者医療広域連合より、高額療養費事前申請書を9月下旬に送付します。

#### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

【例】1カ月の医療費全体額が「50,000円」の場合

①自己負担割合 1割のとき	5,000円	④自己負担増の上限	3,000円
②自己負担割合 2割のとき	10,000円	払い戻し (③-④)	2,000円
③負担増 (②-①)	5,000円	負担増加額を3,000円に抑制するための差額を払い戻します	

### 問い合わせ

#### ▶医療費の自己負担割合の判定に関すること

- ▶広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519  
(月～金曜日(祝日を除く) / 午前9時～午後5時)
- ▶国保年金課 ☎03-5654-8528

#### ▶制度の見直しに関すること

- 厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719  
(月～土曜日(祝日を除く) / 午前9時～午後6時)

## 年金生活者支援給付金の 新規対象になる方へ

お知らせが送付されます

年金収入額などが一定基準以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。

令和4年度から新たに対象となる方には、9月ごろから順次、日本年金機構からお知らせと請求書が送付されます。

すでに支給されている方には送付されません。支給要件を満たしていれば継続して受け取ることができます。 【担当課】 国保年金課

【対象】 令和3年の所得額が減少した、または世帯構成の変更などにより、次の支給要件を満たす方

受給している年金	支給要件	支給額(月額)
老齢基礎年金	次の全てに該当する方 ▶65歳以上 ▶世帯員全員の住民税が非課税 ▶前年の年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円以下	基準額5,020円(※1)
障害基礎年金	前年の所得額が「4,721,000円+扶養親族の数×38万円(※2)」以下	2級5,020円 1級6,275円
遺族基礎年金		基準額5,020円(※3)

- ※1 保険料納付済期間、免除期間、前年の年金収入額とその他の所得額の合計に応じて支給額が変わります。
- ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の方または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16～18歳の扶養親族の場合は63万円
- ※3 2人以上の子どもが遺族基礎年金を受給している場合、5,020円を子どもの数で割った金額が、それぞれの子どもに支給されます。

【請求方法】 お知らせと同封の請求書(ハガキ型)に記入の上、日本年金機構へ返送してください。令和4年4月2日以降に支給要件を満たすようになった方には、お知らせは送付されません。請求方法など、詳しくはお問い合わせください。

#### 【問い合わせ】

##### ▶日本年金機構給付金専用ダイヤル

☎0570-05-4092 (050で始まる番号の場合は、☎03-5539-2216)

いずれも、月～金曜日 / 午前8時30分～午後5時15分  
(月曜日は午後7時まで)、第2土曜日 / 午前9時30分～午後4時

##### ▶葛飾年金事務所

☎03-3695-2181

## 休日応急診療 必ず事前に電話の上、マスク着用で受診してください。

中学生以下の方が受診する際は、保護者の同伴をお願いします。  
 車で来診される場合は、診療所の駐車場または近隣の有料駐車場をご利用ください。

### ◆医療機関などの案内

東京都医療機関案内サービスひまわり ☎03-5272-0303  
 東京消防庁救急相談センター(24時間対応) ☎#7119 または ☎03-3212-2323  
 本田消防署 ☎03-3694-0119 / 金町消防署 ☎03-3607-0119

### ◆平日夜間診療所(小児科)

平日夜間こどもクリニック(立石5-15-12立石休日応急診療所) ☎03-3694-9550  
 (受付時間)月～金曜日 午後7時30分～9時45分

### ◆休日診療所(内科・小児科)

立石休日応急診療所(立石5-15-12葛飾区医師会館内) ☎03-3694-9550  
 金町休日応急診療所(東金町1-22-1金町地区センター内) ☎03-3627-0022  
 (受付時間)日曜日・祝日 午前10時～11時30分、午後1時～3時30分・5時～9時30分  
 土曜日 午後5時～9時30分

※平日夜間・休日診療所ではインフルエンザ、溶連菌などの迅速検査、新型コロナウイルス感染症の抗原検査・PCR検査は行っていません。

### ◆休日当番医(受付時間) 午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

月日	医療機関名	診療科目	所在地	電話番号
9/11	遠藤医院	内、小	柴又3-12-18	03-3607-1636
	加藤医院	内、皮	金町3-20-5	03-3607-1238
	葛飾にいじゅくクリニック	内、消内、皮	新宿6-2-15	03-3600-7060
	南塚医院	内、循、胃	東新小岩4-3-3	03-5698-3688
	茅野外科内科	外	西亀有2-37-3	03-3602-0357
	黒木整形外科内科クリニック	整、内、外、放、リハ	細田3-29-15	03-3672-9611

### ◆休日歯科当番医(診療時間) 午前9時～午後4時

月日	医療機関名	所在地	電話番号
9/11	会田歯科医院	鎌倉3-44-9	03-3672-0648
	なかい歯科医院	立石6-20-11	03-5698-8418

### ◆休日当番接骨院(開院時間) 午前9時～午後5時

月日	接骨院名	所在地	電話番号
9/11	かゑで整骨院	亀有2-59-8	03-3690-7507
	サン接骨院	堀切3-3-1	03-3697-9928

### ◆休日対応薬局(開局時間) 午前9時～午後5時30分

月日	薬局名	所在地	電話番号
9/11	水戸薬局ハーブ店	柴又1-29-8	03-5648-6861
	ボブラ調剤薬局	金町3-20-6	03-3600-2338

**発熱などの症状がある方へ**  
 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
 受診する前に各医療機関へ必ず電話でご相談ください。